特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障がい者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある者については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。 ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録、廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④口座振替や金融機関などの現金納付により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免
③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
軽自動車税車両情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	・番号法第9条第1項及び別表第一 16の項
法令上の根拠	・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 27の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	打工,利用停止转动
7. 特定個人情報の開水・ 請求先	
8. 特定個人情報ファイル(
連絡先	ア
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者	扱者数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	I	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書	-	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それる	ぞれ重点項目評価書又	は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた入す	きを除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[〇]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	・ えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I -1-3	軽自動車税システム 収納消込システム 滞納整理システム	軽自動車税システム	事後	
平成29年6月1日	I -5-2	楠原清照	川尾敏浩	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ -1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I -5-2	川尾敏浩	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ -1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和4年9月30日	I -1-3	軽自動車税システム	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年9月30日	I -4-2	【情報提供の根拠】 ・なし (軽自動車税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第20条第6号	【情報提供の根拠】 ・なし (軽自動車税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 27の項	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ -1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ-2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ -1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II -2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年9月30日	I -7	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82- 2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-83- 9643	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I -8	2015番地 芦北町役場 税務課 0966-82-	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 税務課 0966-83- 9651	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ —1	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	
令和7年9月30日	Ⅱ-2	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	